

# 簡易裁判所に 「貸金業関係(いわゆるサラ金)調停の申立て」をしたい方のために

## 1 はじめに

この用紙は、金融業者（いわゆるサラ金業者）からお金を借り、あるいはクレジットカードでのキャッシュサービスでお金を借りたが、約束どおりの返済ができないので、金融業者に対し、支払期限を延期してほしいとか、支払方法を一括払いから分割払いに変更してほしいとか、また、借りたお金はすでに全額返済しているはずなのに業者から要求されて困っているというときに、調停申立書として使用できますので、この説明書及び添付の記載例を参考に作成してください。

## 2 申立てをする裁判所

相手方の住所地（相手方が会社なら本店や営業所のある場所）等を管轄する簡易裁判所に申し立てるのが原則です。

## 3 添付書類

- (1) 申立人又は相手方が法人であるときは、法人の**登記事項証明書**又は**資格証明書**が必要ですから、**法務局**から発行してもらってこの申立書と一緒に提出してください。
- (2) その他証拠書類として金銭借用証書や領収証などがありましたら、その写しをこの申立書と一緒に提出してください。

## 4 申立ての費用

費用としては、**申立手数料**と関係人の呼出しなどを郵便で行うための**郵便料金**が必要です。申立手数料は**収入印紙**、郵便料金は**郵便切手**で調停を申し立てるときに納めてください。

申立手数料の額は、提出先の裁判所にお尋ねください。

郵便料金の内訳は、「調停申立時に必要な収入印紙と郵便切手」を参照してください。

不明な点は、提出先の簡易裁判所の調停係にお尋ねください。

## 5 調停手続の流れ

あなたから調停申立てがありますと、裁判官一人と民間から選ばれた調停委員二人が加わって作られた調停委員会により、調停期日にあなた方から話を聞き、「借りたお金がいくら残っているか」、「残っているお金を具体的にどのように返済するか」などについて検討し、当事者とりわけ相手方の債権者に対して説得をしていきます。この種の調停の多くは、調停期日を2回か3回開くと、大体話合いの結論が出ます。その結果、多くの場合、話合いがまとまりますと、調停が成立します。しかし、話合いの余地などがなくなり、調停成立の見込みがないということで調停打ち切りとなることもあります（詳しくは、裁判所HPに掲載されたパンフレットを参照してください。<http://www.courts.go.jp/about/pamphlet/inde>

【記載例】

この欄については、提出先の裁判所にお尋ね下さい。

印紙欄

郵送で申立てをするときは 申立手数料としてとりあえず500円分の収入印紙を貼っておいてください。  
 その場合には、後に足りない分を納めていただくことがあります。

調停事項の価額	①	円	係印
ちょう用印紙	②	円	
予納郵便切手	③	円	

(割印はしないでください)

(注) □欄は、該当事項にレ点を付すか、又は、■に反転させる。

民事一般

(債務弁済協定・債務不存在)

調 停 申 立 書

千葉 簡易裁判所 御中

相手方の住所又は事務所を管轄する簡易裁判所名を書いてください。

作成年月日 令和 ● 年 00 月 00 日

あなたの住所、氏名を書き、氏名の横にあなたの認印を押してください。  
 申立人が法人であるときは、法人登記事項証明書を見て、法人の所在地、法人名、代表者の氏名を書いた上、代表者の印鑑を押してください。

住所 (〒 000 - 0000 )

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

フリガナ  
申立人

送達場所等の届出 (〒 - )  
 上記住所と同じ  下記のとおり

(電話) 郵便物の送付先を記入してください。  
 住所以外の場所(勤務先等)への連絡を希望する方はその電話番号も併記してください。

氏名 (法人名・代表者名) (電話 - - )

コウノタロウ  
甲野太郎



生年月日 昭和 00 年 00 月 00 日生

フリガナ  
相手方

住所 (所在地) (〒 000 - 0000 )

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏名 (法人名・代表者名) (電話 000 - 00)

〇〇キョウカブシキガイシャ  
〇〇金融株式会社  
代表者代表取締役 乙野次郎

相手方の住所、氏名を書いてください。  
 相手方が法人であるときは、法人登記事項証明書を見て、法人の所在地、法人名、代表者の氏名を書いてください。

(送達場所) (〒 000 - 0000 ) (電話 000 - 000 - 0000)

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
△△支店

借り受けた支店名又は営業所名及び所在地を書いてください。

申立  
の趣旨

(どちらかに○をつけてください。)

- ① 債務額を確定したうえ債務支払方法を協定したい
  - 2 後記債務を負っていないことの確認をしたい
- との調停を求める。

債務の種類に○をしてください。  
 なお、保証債務の場合には( )内に借受人(主債務者)の氏名を書いてください。

この表には、返済の状況を日を追って、年月日、金額を具体的に書いてください。元利の別はわからなければ書かなくてもかまいません。支払ってはいるが、資料もなく、月日も金額も書き入れられない場合は、備考欄にその旨を書いてください。

(債務弁済協定・債務不存在)

紛争の要点 (下記のとおり)		返済年月日	返済金額 (円)	元利の別
1 債務の種類 <input checked="" type="radio"/> 借受金 <input type="radio"/> 立替金 <input type="radio"/> 保証債務 (借受人氏名 )	あなた又はあなたが保証した人が借り受けたときの年月日、金額、その後の切替、増額状況を書いてください。	00・4・25	7 000	元・利
		00・6・10	12 000	元・利
		00・7・25	8 000	元・利
2 借受金額 借受年月日 借受金額 (円)		00・8・25	9 500	元・利
		00・8・30	10 000	<input checked="" type="radio"/> 元・利
00・4・1	1000 000	・	・	元・利
00・8・1	200 000	・	・	元・利
3 返済状況 右表のとおり (現在の残元本額 円) 元本の残高がわかっていたら書いてください。		・	・	元・利
		・	・	元・利
		・	・	元・利
		・	・	元・利
(利息) (損害金) 年 40 % 年 40 % 月 % 月 % 日歩 銭 日歩 銭		・	・	元・利
4 調停申立ての理由 <input checked="" type="radio"/> 申立人は、他にも債務があり、残債務を一時に返済できない。 <input type="radio"/> 申立人は債務を負っていないのに、相手方から支払を請求されている。		備考 証拠書類となる金銭借用証書などがありましたら、申立書にその写しを添付してください。		
		添付書類 金銭借用証書写し } 2通 領収証写し } 5通 法人登記事項証明書 } 1通		

申立人又は相手方が法人の場合には、その法人の登記事項証明書を添付してください。